

平成25年2月臨時会
さつま町議会議録

平成25年2月20日 開会

さつま町議会

平成25年2月さつま町議会臨時会審議結果

平成25年2月20日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
1	平成24年度さつま町一般会計補正予算 (第9号)	H25.2.20	H25.2.20	原案可決	—
2	平成24年度さつま町介護保険事業特別 会計補正予算(第3号)	H25.2.20	H25.2.20	原案可決	—
3	平成24年度さつま町水道事業会計補正 予算(第2号)	H25.2.20	H25.2.20	原案可決	—
4	平成24年度さつま町簡易水道事業会計 補正予算(第1号)	H25.2.20	H25.2.20	原案可決	—
報告 1	町長の専決事項の指定に基づく専決処分 の報告について(専決第1号)	H25.2.20	H25.2.20	報告済	

平成25年2月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成25年2月20日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1番	森山	大	議員	2番	東	哲雄	議員
3番	麥田	博稔	議員	4番	米丸	文武	議員
5番	川口	憲男	議員	6番	新改	秀作	議員
7番	平八重	光輝	議員	8番	平田	昇	議員
9番	舟倉	武則	議員	10番	岩元	涼一	議員
11番	内之倉	成功	議員	12番	柏木	幸平	議員
13番	楠木園	洋一	議員	14番	内田	芳博	議員
15番	桑園	憲一	議員	16番	市來	修	議員
17番	新改	幸一	議員	18番	木下	敬子	議員
19番	木下	賢治	議員	20番	中尾	正男	議員

欠席議員（0名）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原	康正	君	議事係長	中間	博巳	君
議事係主幹	松山	明浩	君	議事係主任	神園	大士	君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高	政勝	君	教育長	東	修一	君
副町長	和気	純治	君	教委総務課長	山口	正展	君
企画課長	湯下	吉郎	君	水道課長	脇黒丸	猛	君
介護保険課長	中村	慎一	君	農政課長	平田	孝一	君
福祉課長	王子野	建男	君	耕地林業課長	山口	良一	君
健康増進課長	小椎八重	廣樹	君				
総務課長	紺屋	一幸	君				
財政課長	下市	真義	君				
薩摩支所長	今東	純夫	君				

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 24 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 議案第 2 号 平成 24 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 3 号 平成 24 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 4 号 平成 24 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 報告第 1 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 1 号）

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成25年さつま町議会2月臨時会を開会します。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、東哲雄議員及び3番、麥田博稔議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第1号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第9号)」、日程第4「議案第2号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」、
日程第5「議案第3号 平成24年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)」、日程第6「議案第4号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第3「議案第1号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第9号)」から日程第6「議案第4号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」の議案4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは、まず、「議案第1号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第9号)」についてであります。

今回の補正は、農産園芸振興費に要する経費及び諸費、公園費、老人福祉費、総務一般管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,244万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億278万2,000円とするものであります。

次に、「議案第2号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、介護給付費財政調整交付金の償還に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,786万9,000円とするものであります。

次に、「議案第3号 平成24年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、企業債の借りかえに伴うもので、資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。資本的収入において780万円を追加し、資本的収入の合計額を1,427万8,000円に、資本的支出において993万9,000円を追加し、資本的支出の合計額を6,717万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第4号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

これにつきましても、議案第3号と同様に、企業債の借りかえに伴うもので、資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。資本的収入において2,640万円を追加し、資本的収入の合計額を1億704万9,000円に、資本的支出において2,650万4,000円を追加し、資本的支出の合計額を1億9,800万8,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第1号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

続きまして、「議案第2号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第3号 平成24年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第4号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」でございませう。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから順番に質疑を行います。まず、議案第1号に対する質疑はありますか。

○平田 昇議員

観音滝の根本について、関連して質疑をさせていただきます。

議会全員協議会で説明は受けたわけですが、非常に疑問を持たされる。というのは、多分こうだろう、こうじゃないかという推測のもとで、こういった予算がつぎ込まれていって、遂行される。そして、失敗。そして、やり直し。それも、予測しない事態に至っている。これは

何かと。

もちろん、やれ、それ行け、それ行けの時代の旧町時代の遺産を引き継いでいる形になっているわけですが、これをこのままでいいのかと。こういう形で、多分、こうじゃないだろうかという憶測のもとで進める事業でいいのかと。私は、これを問いただしたいわけでございます。

ポンプが停止して、水につかって剥がれたさびがホンプの機能に支障を来たすことを、調査の上、鑑識できなかつたのか、鑑識して決定すべきではなかつたのかという思いがあるわけです。今もそうです。しっかりしたものをつかんで、決定すべきではないのかと。町長、どうでしょう。

それともう一つ、もし、この契約を破棄した場合に、仮の問題として、町はどういう負担を背負わなければならないのか、それをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

2点ほどのお尋ねでございますけれども、まず、やはり予測できなかつたのかということでございます。

確かに、ポンプが故障をするまでは、順調に今まで操業をしてきておったわけです。過去においては、そういったポンプの入れかえをいたしまして、順調な操業がなされてきておったわけですが、今回、何らかの支障によってとまったということでございますので、やはり新しくポンプを買いかえて、また入れ直すというようなことでありますので、この間について、やはり数カ月間のくみ上げがない時期がございましたので、当然として、管の状況が通常としたら変わっているんじゃないかということは、業者としても専門的に了知し得たことじゃないかというようなことで、私どもも申し上げて、ポンプの関係については、当初の契約の9百数十万円の中で、責任を持ってやっていただきたいと。

新しいポンプについては、これ以上、私どもは、町としては責任持てませんので、それについては業者のほうでやっていただきたいということで、この前も御説明申し上げましたとおり、業者のほうで、それは買いかえてやりますというようなことで、こうなっているわけです。

あとは、やはり結果的に、さびとかいろんな不純物等が出てきたということでありますから、それについては、この施設の設置者であります私どものほうで正常な状況に戻して、そしてまた、業者のほうに新しいポンプを、再度ですけれども、自分たちでかえてまたつけるわけですから、正常になるまでは、町として施設を良好な状態にもっていくということをやはりやっていく必要があるということで今回、420万円ぐらい、そういった掃除のための経費をお願いをしているということでございます。

業者は業者としての責任を持って、このポンプの買いかえとか、必要な経費については負担をしているわけです。この前申し上げましたとおり、約500万円ぐらい自前でやるということになっておりますので、その辺はお互いにすみ分けをしながら対応をしているというようなことでございます。

もし、今の時点で、これをやめたとなりますと、やはり23年度から28年3月まで5年間の指定管理をあなたにお任せしますよということで、これについては予算のほうも、そしてまた、期間についても議決をいただいておりますので、指定管理契約をしているわけですので、これについては当然として、やはり、良好な状態で何事もなくお願いをするという約束をしてあるわけですので、その途中でやめたとなると、受けられたこの指定管理業者にとっても、雇用が20名いらっしゃいますので、その人たちの働き口はもう全くなくなるというふうなことになりますと、そういった人件費的な雇用の問題とか、新たなそういうリスクが出てくるわけがありますので、その辺の雇用の問題とか、人件費のその辺の関係が当然として発生をするということでもありますし、業者とされましても5年間の中で、良好な状態で受けられるという気持ちで

この計画を立てていらっしゃるわけでありますから、やはり会社としての経営も全く計画が崩れていくということになりますので、やっぱりその辺のリスクというのは当然として会社は、負うべき責任は町のほうに求められてくるという嫌いは出てくるかと思っているところでございます。

○平田 昇議員

提供されている資料を読ませていただきますと、1,300から1,500地下のところにトレーナー、ろ過器があると。これに砂とかさびとか、そういったものが目詰まりをするのはこれは時間の問題だと普通思うわけですね。いずれは目詰まりをするだろうと。そういったことを考えた場合に、また、同じことを繰り返すんじゃないかという思いでおるわけです。

それともう一つ、ここに源泉所有者の氏名も出ておりますが、これは源泉に対してどういう権限をお持ちの方でしょうか。土地の所有者ですか。資料を読みました。脇榮一さんと書いてあります。

○企画課長（湯下 吉郎君）

源泉所有者は旧町では旧町の町長の名称になっておりますけれども、現在ではさつま町でござい
ます。

○町長（日高 政勝君）

旧町時代、町が事業主体ですので、いわゆる代表者はやっぱり町長という責任者のもとでやっているわけです。今の施設はあくまでも合併をして新しい町に引き継いでいるわけですので、町の財産として、町有財産という位置づけになっておるところであります。

○平田 昇議員

新しいポンプを使うために、現在敷設されているパイプをさびから防ぐためにステンレスか何か、パイプを落とすと、二重にするんだという構想も示されましたけれども、それはないですか。そういう構想はないの。

○企画課長（湯下 吉郎君）

議員のほうから提案があつて、さびが出ないための方法はないのかということで、この前、井戸の中に、またさらに、ステンレス管を埋めればさびがある程度防げるという説明は申し上げましたが、600メートルの地下にステンレスは挿入できないと。しかも、その600メートル入った場合には12トンの荷重がかかって、それを支持するためには1500メートルまでの保証ができないというようなこととございますので、今回は洗浄によってこれを除去して新しいポンプを設置するという説明をしたところでございます。

○柏木 幸平議員

11ページの総務管理費、諸費の一般管理費で今回、肉用牛特別導入事業基金のうちの約1,700万円程度を6年にわたって返還するというところでありますが、この基金の返還によって、今後の畜産振興に影響がないものか、また現在、その基金の利用状況はどうか、判っていたら教えていただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

この肉用牛特別導入事業に係ります国の補助金の返還の関係でござい
ますが、これにつきましては、昭和50年度から高齢者への貸し付けということでスタートをいたしているところでござい
まして、いわゆる基金を設置をした中で運営をしているわけであり
ます。

当初の計画では、60歳以上の方に肉用雌牛の貸し付けをするという制度でありますけれども、上限が42万円、一人2頭まではできるということにいたしておりますが、50年度からずっと続けまして、国のほうもこれについては補助金を出しておりますし、県も補助金を出しております。町もそれに対して、必要な額を出して、基金を設置をしてやっているわけであり
ますが、国

のほうがこの事業を平成17年度でもうやめたということになっておりましたけれども、鹿児島県の場合は、それ以降も事業が継続をしてきたところでございます。

本年度におきまして、国と県と協議をされまして、補助金相当額については返納をしましょうということになりまして、本町に係る分については総額で1,669万6,433円になりますけれども、これを先ほど申し上げましたとおり6年間でそれぞれ、いわゆる農家のほうから償還が来ますから、それに見合う分を返還をしていきたいと思いますということになっているわけでありまして。

町としましては、やはり畜産というのは本町にとりまして基幹作目でありまして、非常にさつまいもの牛としての人気が高いわけですので、これを全て返還をしたら、高齢者の皆さん方は意欲が減退するということになりかねませんので、できましたらこの基金は、国の償還分に見合う分は当然、町のほうでお返ししますけれども、それは農家からいただいた償還金を充てるんじゃなくて、一般財源で一応お返しをして、その農家がお返しになったお金については、そのままやっぱり基金としてとっておいて貸し付けをやっていくと、そういう基本的な方針を出しましたので、今後も引き続き、町としてはその償還財源をもとにして、農家からお金が入ってきますので、その分は基金に積み立てて、新しく希望のある方に貸し付けをしていきたいというようなことであります。

一応、県とされましても、こうして国の分はお返ししますけれども、60歳以上という高齢者に限らず、やはり畜産振興の意味合いから、年齢制限の撤廃をして貸し付けようかと、そういう動きも検討を始められておるようです。

まだ、正式ではございませんけれども、町としてもそういった県の動きと同調しながら、今後、畜産振興を図る、やっぱり、高齢者の皆さん方が生きがいを持って、本町の畜産の関係も支えていらっしゃる部分がありますので、そういったところは、やっぱり継続をした形がいいのかなと思っているところでありますので、今後6年間の中で、この返還は出てきますけれども、その分は一般財源でお返ししながら、今後も基金としては残していきたいと、私はそのような方針でいきたいと思っているところです。

○農政課長（平田 孝一君）

現在の基金の利用状況でございますけれども、基金総額が5,143万7,050円でございます。この中で、大体1頭42万円としますと、125頭貸し付けることが可能であります。現在の貸付頭数が76頭、現金にいたしまして3,171万1,380円。現金の残高が1,972万7,454円、貸付可能額としては46頭分となっているところでございます。

○柏木 幸平議員

一般財源で対応をして基金自体には影響がないようにと今、町長の答弁がありました。

現在の利用数としては、まだ利用頭数の枠があるようですが、先ほど、県のほうでも年齢制限の撤廃という考えもあるということでもありますけど、やはり、今後は離職者等とか、それから、なかなか就職難になりまして、就農者関係も微増でありますがあるようでございますので、やっぱりそこあたりも考えて、今後はまた県とも協議をしながら、そういう利用の年齢の幅を広げるような、町としてもそういう検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、先ほど、町長のほうもそのままいこうとは言われましたが、そこあたりの考えをまた町長からお伺いしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、県の補助金の関係についても今、協議に入っておるようでありますので、今後の取り扱いについて。多分、60歳以上の方に限らず年齢幅を広げるために、この辺の見直しというんですか、そういうところも検討されるようでありますから、町としまして

も、県のそういった方向に沿って、貸し付けの対象者が増えていけば、今後、畜産の下支えになっていくのかなと思っておりますので、そういったことに努めてまいりたいと思っております。

○平八重光輝議員

関連でちょっとお尋ねをします。

事業を引き続きやっていかれるということは、非常にいいことですが、12月の競り、1月の競りで、非常に子牛の価格はいいと。JAの資料によりますと、両方とも50万円を超えているというような状況で、子牛を育てる方にとっては非常にうれしいんですが、それを買って肥育をされる方にとっては、その分、肉牛が高くなると利益は減るわけでありまして。

そこで、1頭当たり42万円という非常に高額な金額であります。これを半分ぐらいに下げて、年齢は検討するということではあります。より多くの希望の方に貸し付けができればどうかと思うんですが、その辺のお考えはございませんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、さつまの牛が非常に購買者に人気がよくて競り価格が上がってきたと。雌についてはもう全国一だというぐらいの値がついておりまして、それだけ非常にすばらしい牛が育っているということだと思います。種牛がそれだけ立派なのがありますからですけれども、そういうことで、やはり買われる方も、これを下げると差額が大きくて、なかなか買えないということがありますので、やっぱり今、50万円としましても42万円ですから8万円。

できたら多頭、1頭でも増やしていただきたいというのが、このさつまの地域の一番のねらいですので、増頭運動等やっておりますし、やはり、買いやすいような条件をつくってやらないとなかなか増えていかないというようなことでもありますから、高齢者の皆さん方も1頭、2頭じゃなくて、もう少し3頭、4頭とか、1頭でも増やしていただく。

そういうためには、ある程度の購入をしやすいような、こういった基金の額というのは大事ななと思っておりますので、確かに裾野を広げている場合もありますが、単価差が、自己負担が大きくなると、なかなかそういうところが難しくなりますので、できたらこの額をキープしたほうがいいのかなと思っております。

○麥田 博稔議員

今の関連ですけれども、やはり補助金を返納すれば、町独自でできますから、今、町長が言われたように、とにかく、いい牛を持っていかれて困っているということはあるから、いろいろ農家の方とか意見を聞いて、よりよい制度に変えていってもらいたいと、これは要望をしておきたいというふうに思います。

それから、11ページの2款1項1目ですが、弁護士費用ですけれども、これは水害のときのあれで、成功報酬ということだったんですが、詳細がどのようなになったというお知らせをお願いいたします。

それから、17ページの3款1項3目ですが、障害者の入浴サービス15万円、補助が国が2分の1、県が4分の1、3万幾らですけれども、年度途中で新規に始められる、あと1カ月ぐらいしかないわけですけれども、その辺の事情についてのお知らせをお願いいたします。

それから、先ほどの観音滝の件ですが、27ページ、8款4項2目、これは、議会全員協議会のときにもる説明があつて話をしました。私も質問したんですが、やはり28年度までということになっていますから、これはやむを得ないだろうと思うんですが、このリスクについても、やっぱり、議会でこうして承認して28年度までと決めたわけですから、次は、28年度にまた新規にせんないかんですね。

ですから、そのようなリスク分担についても、やはり、議会に説明しておかないとこうして出てきたときに非常に困ると思うんです。やっぱり、ランニングコストについてもこれぐらいかかるんですよ、そういうことを議会にも公表して、そうして議会で議決してもらわないと、やはり出てきたときに、こんな金が要るはずじゃなかったという話になりますから、それは我々が勉強しなきゃならないんですけれども、そのようになると思うんです。

だから、契約の中にリスク分担があって、高額については町がするというふうなことも入っていますからやむを得ないんですが、この前も聞いたんですけど、あとの補償についてどうなるのか。結局、ボイラーの油代とか、それから、客が減ったと。例えば、温泉から自然の水を沸かしてということになりますと、やはり、温泉を目当てに来た客が減ると思うんですけど、その辺はどのようなようになるのか、再度、お伺いしておきたいと思いますし、それから、町長は、次の28年については行革の中で真剣に考えなければいけないと。

これは、私もそのときにちょっと言いましたけれども、旧薩摩町の場合は温泉施設がなかったから、町として公の施設を、温泉をつくるというのは当然の議決だったと思うんですけども、やはり今後、合併して温泉の施設が幾つもあるとなりますと、住宅も抱えています、温泉付き住宅、大きなリスクになると思いますから、その辺はやっぱり行革の中で真剣な討議をお願いします。それは、町長にちょっと考えをお伺いしておきたいと思います。

それから32ページ、今一番、世間を騒がしているというか、ちょっと関連でお伺いしておきたいんですが、一般職員の給与についてですけれども、減額ということでありますが、国は国家公務員の給与改定とか、いろいろやったという中で、その国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要を見てもみますと、7.8%下げるけれども、4番目のその他に、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応してくれという指示を出していて、年が明けて1月24日には閣議決定で、この法律に基づいて給与削減支給表を踏まえて、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するという閣議決定をされています。

そこを見て、南日本新聞ではラスパイレース指数がどうだこうだということで、さつま町のラスパイレース指数、一番最初のときには96.1ですか、100を割っていると。そして7.8引くと104.0と。知事も国に準じてくれというふうなことで、各地方公共団体でも削減とか始まっていますけれども。

交付税を減らすという話ですが、地方交付税法の一番初め、総務大臣は常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額をこの法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならないとあって、その2項には、国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

だから、各地方公共団体が反対していると思うんです。自分たちのまちは自分たちで決めると。国のその俸給については、私たちのまちにも、扶養手当、住居手当、通勤、期末、特殊勤務、いろいろありますけれども、まだ国は、国家公務員の官舎とか、いろいろなのをつくって、出てこないやつですよ、特勤手当とか研究手当、いろいろなものが出ています。

だから、その辺も調べてやらないと、小さなまちでは、新聞では当然たたかれていますけれども、私たちのまちはその公務員給与がある程度あるおかげで、結局、まちの購買力といえますか、その辺も広がっているし、反対だというような意見もあるし、非常に慎重な対応が求められると思うんですけれども、町長はその辺をどのようにお考えなのかお伺いしたい。

○町長（日高 政勝君）

まず、私のほうでお答えができるところを先に答えさせていただきますけれども、障害者のこの関係につきましては、訪問入浴サービスを週2回程度、新たに障害者の皆さんもやりたいということですので、これをお願いをしているところでございます。生活支援という一環で取り組むというふうなことであります。内容の詳しいところはまた、担当課長で答えさせていただきますが。

それから、観音滝の関係。28年まで指定管理の期間がございまして。過去においては、やはり地域の活性化のために、どこの市町村もいろんな取り組みをいたしてきたところでございます。その一つとして、温泉施設というのが待望されまして、どこもあちこち施設を整備されてきたいきさつがございまして。

それなりに地域の皆さん方にとっても喜ばれますし、そういった効果も出てきておりますけれども、やはり、こういう温泉施設につきましては成分とかいろんな関係等から湯あかがたまったり、あるいは、先ほどありましたとおり、さびがきたり、経年劣化というのが当然として出てくるわけでありまして、そうなりますと、やはり、維持管理というのは必要になってくるということでもありますけれども、やはり、良好な状態にもっていくためには定期的なこういった清掃ということも必要でありますし、点検も当然、必要かと思っております。

ただ、町として今後のあり方については、先般も申し上げましたとおり、指定管理期間内についてはお約束をしたことでありますので、これについては誠意を持って対応をせざるを得ないと思っております。この期間内に、今後のあるべき姿というのを内部で十分検討をいたしまして、地元の皆さんとか、あるいはまた議会の皆さんにもいろいろお知恵をおかりしながら、いい方向を見出していきたいと思っております。

やはり年数が経てば経つほど、当然として営繕のこういった経費というのは加算をしていくわけでありまして、この辺を適当な時期に、やはり民間に任せるべきかということも場合によっては必要かと思っておりますので、かえってそのほうが住民サービス上はいいのかなという面も出てくるかも判りませんし、そしてまた、今の状態で使えるような形にしていくのか、あるいはまた、温泉施設、別途、下の施設、切り離した形でやっていくか。

いろんな考え方があるかと思っておりますので、その辺はこの指定管理期間中に十分検討をし、そしてまた、次の段階においては、ある一定の方向のもとでスムーズに取り組みができたらいいいのかなと思っておりますので、今いろいろと議論されていますことも含めて詰めをさせていただきますと思っておりますので、慎重に対応してまいります。

それから、給与の関係でございます。確かに、地方公務員というのは、議員の皆さん御存じのとおり、条例で決めていただくわけですが。国が決めるということではなくて、やっぱり今までは人事院勧告制度というのがありまして、公務員の場合はスト権とか、そういった労働権利というのはありませんので、とにかく第三者機関である人事院のほうで、いわゆる民間の給与ベースに並んで勧告をしていただいて、それに基づいて議会に提案をして、議会でいろいろ論議をいただいた上で議決をしていただき、給与の執行ができておるわけでありまして。

それで、国が一方的に地方公務員の場合もこうあるべきだというようなことで、今回、この貴重な財源であります地方交付税まで言われること自体、地方分権という中においては非常にけしからんことだということで、全国の町村会におきましても直接、政府のほうとも交渉を申し上げておりますし、ちょっとやり方がおかしいんじゃないか、余りにも無謀過ぎじゃないかというようなことまで申し上げているわけでありまして。

ただ国家公務員の場合が、この東日本大震災の多額の復興財源として充てたいという大義名分がありますので、そういう意味からしましたら、やはり、この痛みを国民として等しくする必要

があると、そういう認識は非常に大事でありますので、それはまた各地方公共団体で判断をしてやるべきことだと思っております。

地方交付税についても法律で、算定基礎までしっかりとして地方財源を保障するんだということで決まっているわけですから、それを勝手にすること自体、法律を改正しない限りは本当はできないと、私はそれはもう当然だと思っております。その辺まで踏み込んだ形で法律改正もされるかとは思いますが、4,000億円減額するというところでありますから、それは今後の課題であります。

そうなりますと、やはりあれだけマスコミで報道されますと、町民の見方、県民の見方というのはありますので、これを、ちょっとおかしいんじゃないかということもいつまでも言われてられないし、県知事も協力をせざるを得ないというようなこともおっしゃっていますし、県と市町村、それぞれ知事のほうからも説明をされまして、協力を、足並みをそろえていただきたいというようなことですので、これについては、そのような方向に取り組まざるを得ないと思っております。

本町の給与については、国家公務員を100とした場合に96.1ということで、県内43市町村のうち26番目です。高いほうでは決してありません。今まで、ずっと人勧に基づいて減額もしておりますし、そういう中でありますが、仮に7.8%を国家公務員が本当にしたときは、本町の場合は104%になります。

4%上回るということですのでありますから、この分については、当然今後、組合とも交渉をしながら、6月議会には提案をしていくように、私がまだこう言える状況じゃありませんけれども、今の段階ではそういうことで話し合いをする必要があるかと、6月議会にはそういう方向でできたらなと思っております。

そしてまた、その辺の削減幅とか削減の方法というのは、職員組合と当然話し合いをしなければならぬし、組合の皆さん方には御理解をいただくような努力も必要かなと思っております。

それとまたあわせて、一般職がそういうことになりますと、当然として特別職、そしてまた非常勤特別職も御協力を、御理解をいただきたいと思っておりますので、そういったこともあわせて、6月議会の提案になるのかなと、私はそこまで踏み込むことはありませんけれども、今の時点の考え方としてはそのように考えているところでございます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

2款1項1目の委託料の関係で、裁判費用の関係でございまして、2月14日に結審をいたしまして、原告の請求はいずれも棄却ということでございました。裁判費用については、原告の費用負担ということでございます。ただ、2月14日の結審でございまして、3月1日までが控訴期限が残っておりますので、その控訴期限が過ぎた時点で成功報酬については予算をいただいて支払うという形になろうかと思っております。

○福祉課長（王子野建男君）

3款、民生費の障害者福祉費の訪問入浴サービス事業費の件でございまして。

この事業につきましては、利用を予定しておる者でございまして、身体障害者肢体不自由児の1級にあわせまして、知的障害A1の11歳の男子でございまして、こうした子供さんに対してサービスを提供したいということでお願いをしたものでございます。

これまで、ヘルパーによります自宅入浴、これはシャワー入浴でございまして、実施をしていただいておりますけれども、非常に風呂場も狭いということもありますし、冬場になりますと、芯からなかなか温まらないというようなこともございまして、残り2カ月足らずという時期では

ございますけれども、週2回、社会福祉協議会によります浴槽を持ち込んでの入浴サービスを提供したいという思いもございまして、今回、こうしてお願いをしたものでございます。以上です。

○企画課長（湯下 吉郎君）

観音滝公園の指定管理の関係で、リスク分担と補償の取り扱いという御質問でございますが、これは指定管理をするときに、基本協定の中にリスク分担という形でしっかりと9項目ほど定めておまして、物価変動とか金利変動とか、あるいは地域等の協定については指定管理者が行いなさいと。あとは、政治的理由、町の理由によってやめたりする場合は町が責任を負うんだと。それから、今回の場合の不可抗力に関しても町が責任を負うということで、9項目にわたってリスク分担表をつくって御説明をしていたところでございますが。

今回の基本協定のその補償の問題を申されましたけれども、今回の場合は、指定管理者の責めになく、その不可抗力の認定ではないかなということで考えておりますけれども、基本協定書の20条、21条の中に不可抗力発生時の対応ということで、不可抗力が発生した場合には、乙が不可抗力の影響を早期に除去すべく、早急な対応の措置をとりということで、不可抗力により発生する損害とか損失を最小限に抑えてください、努力をしてくださいという項目がございます。

また、費用の負担につきましては、この不可抗力の発生に起因して乙に損害とか損失や増加費用が発生した場合には、乙はその内容をしっかりと書面でもって、甲に通知をするということであり、甲というのは町ですが、町は受け取った書面をもとにその不可抗力の判定とか費用負担等を決定をするということでもありますので、この不可抗力やその費用の合理性というのをしっかりと判定して、また、予算にお願いしなければいけないということでもあります。

今回の場合は、灯油代の燃料費が相当額に上がっておりますし、言われるように、営業補償についても、温泉に関する営業が約7割程度ということでございますけれども、それが全額この故障によってもたらされたかということはしっかりとした判定をして、また、議会のほうにお願いをしなければいけないと考えております。

○麥田 博稔議員

訪問入浴については、障害者の方も大変ですから、それはもういいんですけど、ただ聞いたかったのは年度途中で何でというようなことだけだったんです。

それから、観音滝のことにつきましては、向こうから請求が来てから話し合いと。リスク分担については、私もちょっと見ましたので、前もするときに見ましたから、ある程度それぐらいなんだと思っていたんですけど、向こうから来たときに対応するということですね。

それと、この給与についてですけれども、報酬について、地方公務員法には、町長も御存じだと思うんですが、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないというのが1項ですね、24条の。

それで、3項には先ほど言いましたように、職員の給料は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとあるんですが、私、いつもいろいろ言っているのは、この1項の職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないということで、5号級が多いんじゃないかとか4号にいき過ぎじゃないかとか。5号の中に、結局、相当困難とか、やっぱり上がっていつているということで、結局、課長、課長補佐、係長、主査、主任となるんですかね。

だから、普通、市だったら部長がおって、課長がおって、課長補佐、係長、主任、主事とか下がっていくんでしょうけれども、この年数で4号から5号へ上がっていくもんだから、どうしても年齢が高くなっていくと。

だから、この辺まで、簡単にはいかないと思うんです。先ほど言われましたように、人事院の

あれもありますし、長い目で見たら、結局、その職務に応じてというようなことがありますから、4から5に上がる、3から4に上がる時にも、やはり、何かの手だてをせんと、とめて置くというのはできないものかちょっと判らないんですけども、その級である程度決まっていますよね。だから、課長じゃないんですけど、結局、前の説明では、相当困難とか何だかんだ言われて上に上がっていくんですけど、その辺でとめ置くと。

だから、国が一人一人の給与を下げろと言っているのか、新聞報道でもその辺もありますよね。それと、人員の全てをせんないかんとか。だから、その人員を下げることによって、今度はこの人件費には出てこないけれども、物件費のほうに賃金とか何とかで上がって行って、だから、その辺が我々が見たときに判らないんです。人件費が減ってきた、減ってきたちゅうけど、臨時とか何とか物件費のほうで、結局、性質別で上がっていくと。

だから、その辺を、やっぱり職員の方とも話をしながら、今後の給料表、これは先ほど言われるように、給料表の提示があったときに我々も認めたわけですからやむを得ないんですが、昇給のあり方もいろいろ条例に書いてありますけれども、その辺を精査しながらする必要はあると思うんですけども、その考えをちょっとお伺いしておきたい。

○町長（日高 政勝君）

地方公務員法によって、給与の定め方は条例主義というのがありますし、先ほど申し上げたとおりであります。そしてまた、職階制に基づいて、職務給の原則というのがあります。それぞれ職務の内容と責任に応じた給料でなければいけないとか、いろんな定めがありますので、基本的に今1級から6級まで、それぞれ級ごとに、各号級、給料が決まっておりますけれども、やっぱり、入ってまた年数を経ると、それだけ経験とか、いわゆる職務能力というのが当然出てまいりますし、また、係長になると、それなりにまた責任が重い。

その辺のところ、この給料が定めてあるわけでありまして、そしてまた、やはり均衡、いわゆる、いろんな類似団体とか民間との関係のバランスとか、経済情勢において適応せんないかんとか、いろんな情勢適応の原則がありますので、それに従って、基本的には今まで人勸に基づいてやってきておるわけでございます。それが、こういった、今申し上げたような原則に従ってのことになっておったわけでございます。

確かに、課長級が30数名おまして、これが、いわゆる一番上の級で、次は課長補佐級がその次の級、あるいは係長がということになりますけれども、やっぱり実態として、ポストが限られているものですから、仕事の能力があっても、同じような仕事をすると、やっぱりポストが限られているから、給料もそひこよということにも、だから現実としては、難しいところがあるものですから、いろんな運用的なこともありますけれども、基本的には、やはりこういった地方公務員法にのっとりた形での運用というのは大事かと思っております。

ただ、中には、特別昇給制度というのも当然あるわけでありまして、そういうことも適用する必要もあるかと思っております。それと、具体的に、今回の国の7.8%に対してどうするかということでございますが、ラスパイレス指数、いわゆる国との参考値との差が、相対的に給与水準の上昇分というのが、どうなるか。

先ほどもおっしゃいましたとおり、本町の場合は104%ですから、4%の高い割合なら、各職員全般にどうなるかということですが、この辺は、明後日22日に、鹿児島県のほうが、これまで国から説明を受けておりますので、22日に給与担当課長を集めて、この辺のところを具体的に説明をするというようなことでもありますので、それによって、明らかになるかと思っておりますけれども、具体的にどこの級のところをどの程度減じなさいとか、今のところ不明なところがございますので、明確な答弁もできませんが、また、それが判った段階で、当然として議会にお

諮りするわけでありますので、そこで説明させていただきます。

○議長（中尾 正男議員）

麥田議員、簡潔にお願いします。

○麥田 博稔議員

今回の場合は7.8と言われますけれども、26年3月までの時限立法ということで、そこで抑えられてきているわけですね。

国は、自民党政権になりましたから、また、このままで選挙があつたりするので、押すのかもしれないけれども、一応、国としては時限立法で来年まで震災とか何とかの影響でということですから、やはり、慎重な対応も。

我々もそうなんですよね。公務員の給料を下げるというのは簡単なんですよ。一番、町民の方も喜ぶますし、ですけど、やっぱり仕事をしてもらって、それと先ほど町長も触れられましたけれど、それなりの責任と能力とかあるわけですから、やる気はそがないような給料体制をつくってもらって、そしてまた、町民の方にも納得してもらおうように、大変な作業ですけども要望して終わります。

○新改 幸一議員

私のほうからは、素朴な質問になりますが、14ページから15ページにかけて、選挙関係でそれぞれ精算をされていらっしゃるようでございます。昨年は衆議院の補欠選挙あり、総選挙あり、そういう流れでありまして、町民の方、有権者の方、あつという間に2回も選挙をされたということでございます。

今回、新年度で町長、町議選が行われるということで、投票用紙の印刷代等もう既にこうやって予算を設けられるわけでございますが、私の場合はこの予算が云々じゃなくて、今回のその選挙があつた中で、町民の声等で、法律があればそれは仕方ないんだがという言葉方なんですけど、期日前投票がきちっとされるようになりまして、期日前投票をされる方がかなり多くはなつてきていると思うんです。

そのときに、特に若者なんですけど、もちろん、若者だけじゃないんですけれども、この期日前投票に行ったときに、理由を聞かれると。期日前投票という選挙制度といいますか、投票日はきちっとあつて、その期日前に投票はできますよというのが法律で決まって、国民も義務を果たすわけですから、その期日前投票に行ったのに、その理由を何で一々言わないかんとか、これは本当に嫌な感じがするという町民の声がたくさんあるんです。

これが、そういう選挙関係法律の中で、とにかく、期日前投票に行ったときにそういう理由をきちっと聞いてせんならんというシステム上の何かそういう条例があれば、そのことはきちっと期日前投票に来られた方に選管のほうから前もって、こういうことなんですということの説明されるべきでありまして、そこところが、有権者の方が判っていらっしゃらない。特に若者は、期日前に行かなくても、あげん一度一度、理由を聞かれ、きつし面倒して腹がきつせた、行つよか行かんほうがよかと、こういう具体的な言い方をする若者もいます。

ですから、一方では、選管としては投票率を上げましょう、上げましょうと、全市町村、全国、そういうことでやられるわけでございますけれども、そこあたりのそういう法律上で、きちっと理由を聞かれることの根拠ですね。そういうのをせんないかんのか。来やった順番に期日前やろうが、投票用紙を渡すれば、ここが投票箱でというふうにして、ぱつぱつと、普通の投票と変らんような期日前投票ちゅうのはできないのか、そこあたり、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（紺屋 一幸君）

期日前投票につきましては、告示から投票日の前日までの期間で実施するということになって

おりまして、明確に、投票に行けない理由づけをきちっと申告するという規定までは設けてないということでございます。

ただ、統計上の数値的な把握をするということで、今現在、当日行けない理由をお尋ねしているという状況でございます。ただ、今、議員がおっしゃったように、せっかく投票に来たのに、そういった理由を聞かれて非常に嫌な思いをしたということが、たびたび言われておりますので、前回の投票のときには、きちっとお名前を書きいただきまして、理由については1番、2番、どちらでも結構ですということで、申告をしていただくという形に改めたところでございます。

以前は、受付のところで直接お聞きしておりましたけれども、そういったことは今現在はしておりません。期日前投票に来られた理由を、1番は、例えば外出、2番は仕事とか、そういったことで丸をつけてくださいというような形に改めたところございまして、今後もそういった形で、極力おいでいただいて投票行動をさらに続けていただくような形での取り組みに改めていきたいということで考えているところでございます。

○楠木園洋一議員

32ページの諸手当のところ。住居手当が減額になっているんだけど人数が減ったのか、対象者が。また、この手当を支給されているのは何名ぐらいになりますか。

○総務課長（紺屋 一幸君）

金額の減少につきましては、職員の住居の変更に伴って、それと、住居手当5年を経過いたしますと、もう住居手当の支払いを行っておりません。そういうことで、減額になっておりますけど、具体的に数字を今持ち合わせておりませんので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。

○楠木園洋一議員

この前の給与問題で、地方公務員は移動がないからいろいろ考えなくちゃいけないということをやっと聞いたんですけど、やっぱり、そこまでしていかないと今、住民のいろいろあるものですから、そういうことでした。

○総務課長（紺屋 一幸君）

住居手当につきましては、新聞等でもいろいろと出ておりまして、それに改善に向けて県からの指導もいただいております、今後もそういった方向で組合の理解もいただいた中で、取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、新改議員の御質問にありました法的な形でございますけど、宣誓をしていただくというのは法的に裏づけがございまして、宣誓書という形で調書をとっています。ただ、その中で、仕事ですか、外出ですかというようなお尋ねを今までしておりましたので、それを記入していただくという形に改めて、なるべく本人の負担がない形で投票行動をしていただくということで進めているところでございます。

○新改 幸一議員

もう一点、19ページ、説明がありました防災営農対策事業補助、お茶の関係への事業ということで、1,474万4,000円。この中身をもうちょっと農政課長のほうに詳しく教えていただければと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

今回の補助1,474万4,000円につきましては、事業主体は求名地区にあります有限会社山口園さんであります。受益面積960アール、事業内容としましては茶工場内に生葉洗浄機一式及び附帯工事等でありまして、総事業費が2,268万4,200円。このうち65%の国庫補助ということで、1,474万4,000円になります。

お茶につきましては、町内に22の茶工場がございますけれども、今、荒茶取引の中で、灰ま

じりのお茶というのが判明しますと取引停止ということになっておりまして、茶農家の皆さん方、灰まじりのお茶、そういったものには大変気を遣っておられるところでございます。

22工場のうち、今回の事業分を含めまして21工場で生葉洗浄脱水施設が整備済みとなったところでありまして。あと1工場につきましては、乗用型のタンクを積んだ形で摘採前に水で落とすというようなことでされておりまして、今回をもちまして、そういった生葉洗浄脱水施設は大体、整備できたと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで議案第1号に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は11時20分とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁保留分の答弁があります。

○総務課長（紺屋 一幸君）

先ほどの住居手当の減額分につきましては、今現在、支払いを行っておりますのが、借家での住居手当の支給者が61名、持ち家に対する分が30名ということでございまして、この借家の方が引っ越しをした場合に家賃が変更になれば当然、減額が起こったり増額が起こったりということと、先ほど申しましたように、持ち家については5年を経過しますとなくなるということでございまして、その精算をした中での減額の補正ということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

次に、議案第2号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで議案第2号に対する質疑を終わります。

次に、議案第3号に対する質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

今回、金利の安いものに借りかえるということですが、説明資料の公営企業の健全化計画で今後、計画に基づいたさらなる行政改革が必要だと書いてあるんですが、平成28年までの5年間。今、問題になっているのは、簡水と上水を一緒にしなければいけないという話が出ているんですけども、その辺もこの中に入っているのか。

それと、議案第3号で起債というか、3億円ぐらいですかね。ほかにこういうものに該当するようなものはなかったのか。これだけで一応終わりなのか、それとも、国のそういう計画とかでできなかったのか、そこをお伺いしておきたいと思っております。

○水道課長（脇黒丸 猛君）

まず、上水と簡水の健全化計画の関係でございますけど、これはそれぞれ健全化計画をつくっ

て出すということでございます。簡水の統合化に向けては国の方針ということでございますので、そういったことは別ということをお願いいたします。

それと、高金利の利率の関係の分でございますけど、上水につきましては、もう5%以上につきましてはありません。それと、簡水につきましても5%以上の分についてはないということでございますので。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで議案第3号に対する質疑を終わります。

次に、議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで議案第4号に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順番に討論、採決を行います。まず、議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

「議案第1号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。よって、「議案第1号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり決定されました。

次は、議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第2号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第3号 平成24年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第3号 平成24年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第4号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第7「報告第1号 町長の専決事項の指定に基づく 専決処分の報告について（専決第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「報告第1号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）」について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第1号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）」であります。

これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定第3号の規定により鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更及び同組合規約の変更について専決処分を行ったものであります。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

「報告第1号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第1号）」について説明いたします。

〔以下報告説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことはありませんか。

○麥田 博稔議員

今までにも入ってきているところがあるんですけども、西之表市が今になって入るといのは、財政とか、いろいろなそういうことがあってということになるんですか。見てみたときに、鹿児島市なんか入っていない感じがするんですが、その辺の状況をちょっと。

○総務課長（紺屋 一幸君）

西之表市につきましては、例えば、退職手当組合への加入とかもなされていないところもございますし、そういった部分で、各自治体ごとに、加入については判断されて、時期をみて今回申請がなされたということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかにないようですので、ただいまの報告を終わります。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成25年さつま町議会2月臨時議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 東 哲 雄

さつま町議会議員 麥 田 博 稔